

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和7年9月8日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和7年9月8日（月）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

企画政策課 村越課長、菅原主任主事

3 件名

印西市との包括連携協定の締結について

4 会議結果

☒ 案のとおり決定する。
☐ 一部修正の上、決定する。
☐ 継続して検討する。
☐ 案を否決する。
☐ 報告を了承する。

5 会議内容

・連携事業を行う際はどのような流れで実施する予定か。
 →企画政策課が窓口となり、担当課とつなげる役割をする。その後は、事業課にて連携事業を実施していくこととしている。

・協定締結後の連携事業の効果検証はどのように行うのか。
 →1年毎に連携事業の見直しや振り返りを印西市と合同で実施し、企画政策課で庁内調整をとっていく予定である。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部企画政策課

件名	印西市との包括連携協定の締結について									
現状・課題	印西市と白井市は、千葉ニュータウンを構成する市として、それぞれの市域全域を区域とする印西都市計画を構成し、まちづくりを進めてきた。 また、一部事務組合を設置し環境行政や常備消防などの事務を共同処理している。千葉ニュータウン事業の収束から10年以上が経過し、2029年を目途に成田空港の機能強化が進められる中で、新たな産業の誘致や定住人口の増加に向けた居住環境の整備など、印西都市計画を形成する2市が同じ方向性でまちづくりを考えていく必要がある。 また、人口減少社会において、都市間競争を勝ち抜き、子育て世代等を取り込んでいくためには、2市が協力し互いの地域資源を最大限に活用するなど、北総地域の持続的な発展を目指していく必要がある。 このほか様々な分野において2市が連携することにより、魅力あふれる地域を形成し、まちの価値を高めていくことが期待できる。									
付議事案	目的	印西市と白井市は、相互に緊密な連携と協力のもと、それぞれの資源や特性を活かしながら、地域の課題に迅速かつ的確に対応し、住民サービスの向上及び地域の持続的な発展を図ることを目的とします。								
	対応方針	印西市と包括連携協定を結び、以下の事項について必要に応じて連携及び協力を行う。また、具体的な実施内容については、別途協議し個別に覚書等を取り交わすこととする。 包括連携協定事項 1 子育て支援及び地域福祉に関すること 2 教育振興に関すること 3 防災及び危機管理に関すること 4 環境保全及び都市基盤に関すること 5 観光及び経済振興に関すること 6 文化及びスポーツ振興に関すること 7 その他、本協定の目的を達成するために必要な事項								
論点(決定を要する事項)	印西市との包括連携協定の締結の可否について									
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	印西市との打合せ 令和7年7月、8月、9月に印西市との包括連携協定に向けた打合せを実施 令和7年10月を目途に包括連携協定を結ぶ方向で調整 各課に対し取組案の取り纏め 令和7年8月に各課に対し、包括連携協定を実施する際の協定事項の確認と具体的な取組の確認									
今後のスケジュール	令和7年9月29日(月)・・・議員全員協議会にて説明									
	令和7年10月14日(火)・・・包括連携協定式									
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)			
	条例規則	無			報道発表	有	包括連携協定式 10月			
	議会説明	有	議員全員協議会 9月		広報・HP等	有	12月広報 HP掲載			
	市民参加	無								
付議書公表	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☐ 時限非 (議会説明後 まで)									
参考情報	案件提出事由	②重要な施策(規程第4条第2項第2号)								
	関係法令等	ア 市民生活に大きな影響を及ぼす事項								
	関係課									
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)								
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	地域・安心	手段	その他	



印西市と白井市とのまちづくりに関する連携協定



印西市(以下「甲」という。)と白井市(以下「乙」という。)は、相互の緊密な連携と協力のもと、それぞれの資源や特性を活かしながら、地域の課題に迅速かつ的確に対応し、住民サービスの向上及び地域の持続的発展を図るため、まちづくりに関する包括的な連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は本協定に基づき、相互の緊密な連携と協力のもと住民福祉の向上と魅力あふれる地域の形成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、必要に応じて連携及び協力を行うものとする。

- (1) 子育て支援及び教育振興に関すること
- (2) 健康増進及び地域福祉向上に関すること
- (3) 災害対策、防災、防犯及び交通安全に関すること
- (4) 環境保全及び都市基盤整備に関すること
- (5) 移住定住促進、観光及び経済振興に関すること
- (6) 文化及びスポーツ振興に関すること
- (7) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

(取組体制等)

第3条 前条に定める連携事項の具体的な実施については、別に協議し必要に応じ、個別に覚書等を取り交わすものとする。

2 本協定に基づく、連携事項の進捗管理及び情報の共有のため、会議を行うものとする。

(経費負担)

第4条 本協定に基づく、連携及び協力に要する経費の負担については、甲及び乙が協議し、別に定めるものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和13年3月末日までとする。

(協定の見直し及び更新)

第6条 本協定の内容は、甲及び乙が協議のうえ、見直しすることができる。なお、本協定の有効期間が満了する6ヶ月前までに、甲及び乙が特段の申し出を行わない時は、有効期間が満了する日から1年間はこの協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年10月14日

甲 印西市 印西市長

乙 白井市 白井市長